⑹ Qualifications for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall ;

① Being the person who does not correspond to the tenth to apply mutatis mutandis in law Article 15 about the reform of the public service by the introduction of the competition.

② It must be a person who doesn't correspond to the person and the bankrupt who doesn't have the ability that the corresponding contract concludes by not obtaining rehabilitation.

③ It is a person who disturbed the execution of the duty as the person and the staff who disturbed the fulfillment of the person and the highest bidder who disturbed the execution of a person who did the act of injustice for the compact prosecution and a fair competition of the contract, and it is ill-founded and it person who doesn't correspond to the person who doesn't perform a contract.

④ Have the Grade A in "Service" in terms of the qualification for participating in tenders by the Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) ① in Hokkaido area, ②・⑩ in Tokai-Hokuriku area and Kinki area, ③ in Shikoku area, ④ in Touhoku area, ⑤ in Chugoku area, ⑥～⑦ in Kyushu・Okinawa area, ⑧, ⑬～⑱ in Kanto-Koshinetsu area, ⑨ in Tokai-Hokuriku area, ⑪～⑫ in Kinki area, in fiscal years 2019, 2020, 2021

⑤ Prove to have actually engaged in fair amount of similar matters properly

⑥ Prove to have the ability to provide sufficient service with certainty

⑦ Prove to have no false statement in tendering documents

⑧ Prove neither the business condition nor credibility is deteriorating

⑨ Other persons who are qualified as provided in the bidding instructions

⑺ Time-limit for Tender :

① 10 : 00 AM, 16 July, 2020
② 10 : 30 AM, 16 July, 2020
③ 11 : 00 AM, 16 July, 2020
④ 11 : 30 AM, 16 July, 2020
⑤ 2 : 00 PM, 16 July, 2020
⑥ 2 : 30 PM, 16 July, 2020
⑦ 3 : 00 PM, 16 July, 2020
⑧ 3 : 30 PM, 16 July, 2020
⑨ 4 : 00 PM, 16 July, 2020
⑩ 10 : 00 AM, 17 July, 2020
⑪ 10 : 30 AM, 17 July, 2020
⑫ 11 : 00 AM, 17 July, 2020
⑬ 11 : 30 AM, 17 July, 2020
⑭ 2 : 00 PM, 17 July, 2020
⑮ 2 : 30 PM, 17 July, 2020
⑯ 3 : 00 PM, 17 July, 2020
⑰ 3 : 30 PM, 17 July, 2020
⑱ 4 : 00 PM, 17 July, 2020

⑻ Contact point for the notice : Azusa Tanihira, Procurement Management Department, Japan Pension Service, 5―24, Takaido-nishi 3-chome, Suginami-ku, Tokyo, 168―8505, Japan TEL 03―5344―1100

入札公告（建築のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））

次のとおり一般競争入札に付します。

令和２年５月21日

支出負担行為担当官

北陸地方整備局次長　伊藤　博信

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　15

○第１号

１　業務概要

⑴　品目分類番号　42

⑵　業務名　北陸管内設計波浪算定業務

⑶　業務内容　本業務は、管内各港湾において、別件業務で算定した沖波等から、防波堤及び護岸の前面波並びに港口部の入射波を算定し、岸壁前面の波高を求めるものである

⑷　履行期限　令和２年12月25日まで

⑸　本業務は、提出書類、入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑹　本業務は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象業務である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙方式に代えるものとする。

⑺　本業務は、技術提案等を受け付け、価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の適用業務である。また、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく価格（以下「調査基準価格」という。）又は、予決令第85条の基準に準じて予定価格100万円超1,000万円以下の業務に北陸地方整備局（港湾空港関係）が定めた価格（以下「品質確保基準価格」という。）を設定する総合評価落札方式においては、技術提案等の確実な履行の確保を厳格に評価するため、技術提案等の評価項目に新たに「履行確実性」を加えて技術評価を行う試行業務である。

⑻　本業務は、調査基準価格を下回る価格で契約した場合（予定価格が100万円を超え1,000万円以下の業務においては品質確保基準価格を下回る価格で契約した場合）、品質確保の観点から、受注者が行う当該業務の照査に加えて、第三者による照査を受注者の負担において実施する業務である。

⑼　本業務は、競争参加資格確認申請書を提出した者に対し、見積参考資料を開示する試行業務である。

⑽　本業務は、令和２年４月１日時点で満40歳未満の管理技術者を定期的に指導する経験豊富な技術者（以下、技術指導者）を配置できる「若手技術者登用促進型」の試行業務である。なお、技術指導者の配置については、競争参加資格確認申請書の提出者が選択できるものとする。

２　入札参加資格

⑴　入札参加者に要求される資格　入札に参加しようとする者は、１）に掲げる資格を満たしている単体企業又は２）に掲げる資格を満たしている設計共同体であること。

１）単体企業

①　予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　北陸地方整備局（港湾空港関係）における平成31・32年度「建設コンサルタント等」に係る一般競争（指名競争）参加資格のＡ等級の決定を受けていること。

なお、当該資格の決定を受けていない者も「競争参加資格確認申請書等」を提出することができるが、当該業務の開札の日までに当該資格の決定を受けていない場合、競争に参加する資格を有していない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

③　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記②の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

④　競争参加資格確認申請書の提出期限の日から開札の時までの期間に、北陸地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑤　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

２）設計共同体　１）に掲げる条件を満たしている者により構成され、業務の特性に応じた分担業務となっている設計共同体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和２年５月21日付け北陸地方整備局次長）に示すところにより、北陸地方整備局次長から北陸管内設計波浪算定業務に係る設計共同体としての競争参加者の資格（以下、「設計共同体としての資格」という。）の決定を当該業務の開札の日までに受けているものであること。